平成３０年（フ）第２０３号
大阪府和泉市弥生町３丁目15番２号
債務者　大川　悦司
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２０９号
大阪府岸和田市東大路町３番地　ハイツブルネン208号
債務者　田中　大揮
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２１０号
大阪府和泉市太町23番地の１―403
債務者　小笠原加奈
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２１７号
大阪府岸和田市土生町２丁目26番24―202号
債務者　藤本建一郎
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成３０年（フ）第２９０号
福岡市南区皿山４丁目１番32―201号
破産者　樋渡　昭広
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第６６号
島根県出雲市斐川町直江1338番地８
破産者　有限会社イトウ（旧商号有限会社プティパトラン）
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第８２号
東京都八王子市並木町33番２号
破産者　鈴木　丈史
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６１８号
東京都福生市大字熊川1631番地３
破産者　鈴島建設株式会社
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６１９号
東京都福生市南田園１丁目16番地58
破産者　島田　佳郎
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６８号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目502番地の１
破産者　川口　宙治
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６８号
東京都日野市旭が丘６丁目３番地の３ファミーユ旭305
破産者　内田　正則
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７号
富山県下新川郡入善町舟見2489番地
破産者　株式会社野島製材所
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第１７６６号
名古屋市天白区西入町219番地
破産者　株式会社はなあーと
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６５９号
東京都港区東新橋１丁目10―２―2308、開始決定時の住所東京都港区東新橋１丁目10―１―4004
破産者　今井　浩司
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５６１号
東京都世田谷区桜新町１丁目３―６―201、開始決定時の住所東京都世田谷区桜新町１丁目12―13　桜新町ビル２Ｆ
破産者　野村　一揮
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１６５６号
埼玉県川口市並木３丁目４番26―501号　中村ビル
破産者　横山　耕二
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
石川県七尾市佐味町14部67番地甲
破産者　坂井　　龍
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第３９号
岐阜県郡上市明宝畑佐150番地１
破産者　桔梗屋こと　原　　智洋
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所